

放送番組の同時配信にあたっての 著作権法上の課題について

2019年12月18日
日本放送協会

1. NHKの要望について

海外において放送番組のネットによる同時配信は、放送と同じ扱いをしている国が多い中、日本でも、著作権法における放送の定義を見直し、放送と同時のインターネット配信について「放送」とみなす規定を盛り込んだ著作権法の改正を強く要望したい。

ネットでの同時配信は、視聴者からすると、放送と同じ時間帯に同じコンテンツをたまたまインターネットという別の伝送路で見ているに過ぎず、権利者の利益を不当に害するとは考えられない。

(文化庁「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集(平成27年7月)」のNHK意見より)

2. 同時配信の著作権法上の課題

◆ 権利制限規定(権利者の許諾不要)

- 学校教育番組の放送等(34条)
- 営利を目的としない公の伝達(38条3項)
- 政治上の演説等の利用(40条2項)
- 放送のための一時的固定(44条、102条)

◆ 放送のみ規定がある条項

- 放送の許諾を得られない場合に裁定を求めることが可能(68条)
- 実演の放送について許諾を得れば放送のための録音・録画が可能(93条)

◆ 放送では報酬請求権

- 商業用レコード(市販CD)の二次使用料(95条ほか)
- 放送のための固定物等による放送(94条)
 - ⇒ リピート(再)放送の場合に実演家の許諾は不要



同時配信する場合は許諾が必要

3. 商業用レコードの使用について

- ◆ 商業用レコードを放送で使用する場合は使用料を支払えばよいが、同時配信の場合は許諾が必要

	著作隣接権/レコード製作者・実演家
放送	許諾不要(報酬請求権)
ネット同時配信	許諾必要

課題

権利者団体との間で包括許諾契約を交わしているが、管理外のレコードについては個別に許諾を得ることが必要 ⇒ アウトサイダーの問題？

- アウトサイダーかどうかの確認作業が新たに発生(NHKの地上波テレビ放送の場合、年間約20万件のレコードを使用)
- アウトサイダーだと判明しても、海外だと許諾を得るのは実質的に不可能
- また、権利者団体とは包括許諾契約を交わしているため、わざわざ許諾を得て、別途使用料を支払ってまで使用することはあまり考えられない

⇒ アウトサイダーの音楽を聴く機会の喪失

権利情報の集約化を進めてもアウトサイダー問題の解決にはならないのではないか

【NHKによるレコード調査】

2015年10月～2016年3月 総合・教育の放送(9万5千件)の内訳

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| ・レコード協会管理が確認されたもの 87.1% | ・レコード協会管理外であることが確認されたもの 1.1% |
| ・管理状況が不明なもの 9.1% | ・輸入盤 2.6% |

4. 実演家が出演した番組のリピート放送について

- ◆ ドラマ番組など実演家が出演した番組をリピート放送する場合は報酬を支払えばよいが、同時配信の場合は許諾が必要

課題

- 新たに許諾を得なければならず権利処理の負担が増える（「大河ドラマ」や「連続ドラマ小説」の場合、出演者が数百人にのぼる）
- 実演家は不明者となるケースが多いため、これまでもNHKオンデマンドの一部の番組では裁定制度を利用している。しかし、同時配信の場合には、新たな許諾や不明権利者の探索等に要する時間を考えると裁定制度の利用は難しい ⇒ 不明権利者の問題

【主な裁定実績】

- ・「大河ドラマ 春日の局」(平成元年放送) 不明実演家 152名
- ・「大河ドラマ 徳川慶喜」(平成10年放送) 不明実演家 86名

5. 権利制限に係る主な実務上の課題について

◆ 営利を目的としない公の伝達(第38条第3項)

営利であれ非営利であれ、通常の家計用受信機でテレビ放送を視聴する場合は、公の伝達権についての権利処理は不要だが、ネットで同時配信される場合は許諾が必要

⇒ 例えば喫茶店等でお客にテレビを視聴させる行為について許諾は不要だが、ネットで視聴させている場合は許諾が必要

課題

- 番組を無線で視聴しているのか、インターネットで視聴しているのか、実質的に確認するのは難しい
- 誰がインターネットで視聴しているのか把握が困難なため権利処理ができない

◆ 政治上の演説等の利用(第40条第2項)

課題

- 予算委員会の中継などを同時配信する場合、著作権者の許諾を新たに得る必要があるが、事前に政治家等から許諾を得るのは難しい

6. 著作権等管理事業に係る課題について

◆ 同じ楽曲でも放送とネットでは管理する団体が異なる

課題

- 権利確認が必要となるだけでなく、管理事業者ごとに使用料を放送と同時配信でどのように分配するのかなど課題が多い

権利者情報				管理状況		演奏	録音	出版	貸与	ビデオ	映画	CM	ゲーム	放送	配信	通カラ	
No.	権利者	識別	契約	信託状況	所属団体	J	×	J	J	×	×	×	×	J	×	J	
1	桜井 和寿	作詞		全信託	JASRAC												
2	桜井 和寿	作曲		全信託	JASRAC												
3	NHK出版 音楽事業部	出版者		部分信託	JASRAC		#			#	#	#	#		#		
4	エンジン音	出版者		部分信託	JASRAC												
作品名・副題(検索用名称を含む)											アーティスト						
番号/区分		タイトル *付きのタイトルは、JASRAC作成の検索用名称です										No.	アーティスト名				
正題		ヒカリノアトリエ ヒカリノ アトリエ HIKARINO ATORIE										1	Mr. Children				
1		テーマ／べっぴんさん (NHK連続テレビ小説) べっぴんサン BEPPINSAN										放送はJASRAC、 配信はJASRACの管理外					

◆ 放送とネットでは権利者団体の使用料規程が異なる

課題

- 放送とインターネットでは、使用料率や使用料の算出方法が異なり、同時配信の使用料が放送よりも高い